

江南市の住宅改修における諸経費及び工賃の上限額設定の廃止について

これまで江南市では住宅改修における諸経費及び工賃について上限額を設定していましたが、下記のとおり廃止します。

記

1 廃止する上限額の内容

諸経費は工事総額の10%を基準として最高15%。ただし、工事総額が5万円を下回る場合には、例外的に5,000円。

人件費に当たる工賃は「国土交通省平成25年度公共工事設計労務単価」を参考に1人工当たり29,100円。

2 廃止時期

令和5年4月1日申請分から

保険給付の適正化の観点から、以下の場合は施行業者に積算根拠を確認する場合があります。

ア 諸経費

同時期に提出された他の施工業者の見積もりと比較し過度の乖離がある場合。

イ 工賃

国土交通省の公共工事設計労務単価を参考に過度の乖離がある場合。